令和5年度第2回医道審議会 歯科医師分科会歯学生共用試験部会

令和5年12月13日

資料2

## 歯学生共用試験要綱



2023年11月14日発行

公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構

(2023年 11 月 24 日理事会承認)

この要綱は2024年度(令和6年度)からの新歯学生共用試験の実施の考え方をま とめたもので、この要綱の下で歯学生 CBT 実施要項、歯学生 OSCE 実施要項ほ かが作成される。

## 目次

蓙	雪学生共用試験要綱	1
1.	. 共用試験の理念	1
	1-1. 共用試験について	1
	1-2. 公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構が実施する共用試験の理念	1
2.	. 共用試験の概要	2
	2-1. 共用試験の実施	2
	2-2. 受験資格	2
	2-3. 試験の種類	3
	2-3-1. CBT (学科試験)	3
	2-3-2. OSCE (実技試験)	3
	2-4. 受験機会	4
	2-5. 受験料	4
3.	. 共用試験の合格	5
	3-1. CBT の到達基準	5
	3-2. OSCE の到達基準	5
	3-3. 共用試験合格証及び認定証	5
	3-4. 異議申立てについて	6
4.	. 試験の公正公平な実施	7
	4-1. 試験関係者の認定	7
	4-1-1. 機構派遣監督者 (CBT、OSCE)	7
	4-1-2. 認定評価者 (OSCE)	7
	4-1-3. 医療面接模擬患者 (OSCE)	7
	4-1-4. 認定評価者養成担当者 (OSCE)	7
	4-1-5. 標準模擬患者養成担当者 (OSCE)	7
	4-2. 逸脱事案に対する対応	8
	4-3. 障害、疾病その他の事由を理由として受験上の配慮を希望する受験者への対応	9

## 歯学生共用試験要綱

## 1. 共用試験の理念

#### 1-1. 共用試験について

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律(令和3年法律第49号)第7条による改正後の歯科医師法(昭和23年法律第202号。以下「法」という。)第十七条の二第一項は、大学において歯学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験として厚生労働省令で定めるもの(以下「共用試験」という。)に合格した歯学生について、法第十七条の規定にかかわらず、歯科医師の指導監督のもとに一定の歯科医業を行うことができることとしている。共用試験は、歯科医師法第十七条の二第一項に規定する大学において歯学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験を定める省令(令和5年11月公布。以下「共用試験省令」という。)で定められる。

#### 1-2. 公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構が実施する共用試験の理念

公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構は、平成17年から、共用試験を実施してきた。今後は、同試験を共用試験省令に基づく共用試験として行う。

#### 【参考】機構定款 第4条

機構は、臨床実習において患者の診療に参加する学生の知識、態度及び技能が標準的な水準に到達していることを評価する共通の評価試験(以下「共用試験」という。)の実施に関する事業を行うとともに、医療系大学間における教育の質の向上と 充実を図るための事業・学術研究・啓発・普及活動を行う。もって、優れた医療人を 育成し、国際的に高く評価されている我が国の医療の向上と国民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

## 2. 共用試験の概要

#### 2-1. 共用試験の実施

法に基づく共用試験実施機関として、公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構(以下「機構」という。)が、機構が定める実施方法に従って、全ての大学(学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第一項に規定する大学であって歯学部を置くもの)において毎年実施する。

#### 2-2. 受験資格

共用試験は、大学において歯学を専攻する学生(以下「歯学生」という。)のうち、以下の要件を 満たす者が受験することができる。

- 1. 各大学が定めた臨床実習前に取得すべき全ての単位を取得又は取得見込みであること。ただし、取得見込みでの受験において、取得すべき単位の全て又は一部を取得できなかった場合は、遡って共用試験の受験資格を失い、全ての共用試験の試験結果は取り消される。
- 2. 過去において、共用試験に関わる不正行為や逸脱事案等により受験資格を取り消され、受験資格が一定期間停止された場合において、共用試験受験時にその該当する期間を終了していること。

#### 2-3. 試験の種類

共用試験は、受験者の知識に関する総合的理解力を確認する Computer Based Testing(以下「CBT」という。) と、臨床能力を確認する Objective Structured Clinical Examination(以下「OSCE」という。) からなる。

#### 2-3-1. CBT(学科試験)

- ・臨床実習を開始する前に修得すべき知識の総合的な理解の程度を確認する。
- ・問題は6つのブロック\*、合計320問から構成され、機構によって作成される。
- ・試験の公正公平な実施のため、機構は機構派遣監督者を派遣する。機構派遣監督者は、機構 の委員で、機構の認定制度によって認定された者が担当する。
- ・各問題はプールされているため、受験者及び試験関係者に対して守秘義務が課される。
- ※ブロック:1時間の CBT の実施単位。連続で試験を受けることのできる区切り。

#### 2-3-2. OSCE(実技試験)

- ・臨床実習を開始する前に修得すべき臨床能力を確認する。臨床実習における患者保護、患者との信頼関係の観点から、臨床実習前 OSCE においては『医療安全』、『感染対策』、『コミュニケーション』、『基本的診察・検査・基本的臨床能力』を評価する。なお、臨床実習において修得すべき技能・態度については「歯学生診療参加型臨床実習に必要とされる技能と態度についての学修・評価項目(第1版)」に提示した。
  - ・課題の領域には、基本的診察法(医療面接、歯科治療に必要な診察と検査)および基本的臨床技能(共通事項、歯と歯周組織の疾患の治療、歯質と歯の欠損の治療、小手術・口腔粘膜疾患の治療)がある。課題は機構によって作成され、各大学に提供される。
  - ・「コミュニケーション」については、医療面接領域の単独課題で、「医療安全」、「感染対策」、「基本的診察・検査・基本的臨床能力」については、「歯科治療に必要な診察と検査」と「基本的臨床技能」の4領域を合わせた5課題全体で到達判定を行う。
  - ・試験の公正公平な実施のため、機構派遣監督者、評価者及び医療面接模擬患者は機構の認 定制度によって認定された者が担当する。
  - ・受験者及び試験関係者に対して、課題に関する守秘義務が課せられる。

#### 2-4. 受験機会

各受験者(受験資格を満たす者)の受験機会は毎年度 2 回までとする。ただし、2 回目の受験時に限り、学校保健安全法に定められた学校感染症のために受験できなかった場合、機構は受験機会の確保を行う。

	Computer Based Testing (CBT)	Objective Structured Clinical Examination (OSCE)
本試験	*各大学において、各年度内に初めて行われる試験。	
追試験	・何らかの事由により、本試験を受験で ・対象者がいる場合、大学において必 ・本試験でブロックに入っていないこ とを機構派遣監督者が確認する。	
再試験	<ul><li>・本試験において到達基準に達しなか</li><li>・全てのブロックを受験する。</li><li>・追試験を実施する場合、同時に実施することを原則とする。</li></ul>	・到達基準に達しなかった能力を判定する領域の課題を受験する。 ・本試験において、何らかの事由により受験できなかった課題がある場合は、未受験の課題を「到達基準に達しなかった」として扱い、再試験を受験する。 ・追試験を実施する場合、同時に実施することを原則とする。
受験機会の 公平な確保	l'o	、再試験に対する追試験は実施しな 感染症のために受験できなかった場合 ・追試験及び再試験は複数大学の 歯学生を対象に実施することも可と することにより、大学の負担軽減を図 る。

#### 2-5. 受験料

- ・共用試験(CBT・OSCE)の受験1回につき38,000円を徴収する。
- ・追試験については徴収しない。

## 3. 共用試験の合格

臨床実習に参加する歯学生の知識、技能及び態度を保証するとともに、受験者間の公平性を確保する観点から、全大学の受験者に共通して適用される統一到達基準を設定する。このことから大学独自の到達基準を設定することはできない。この統一到達基準は、CBT においては統一された基準値を示し、OSCE においては統一された考え方に基づいて設定された基準を示すものであり、大学その他の関係者の意見を聴いて設定する。具体的には、学長・歯学部長、共用試験歯学系 OSCE の実施責任者等の試験関係者の意見を説明会・意見交換で聴取しつつ、CBT の到達基準、OSCE の課題到達基準を各大学から選出された教員とともに設定する。 CBT 及び OSCE の両方が到達基準に到達したことをもって、共用試験の合格とする。

CBT においては、その到達基準の値をあらかじめ受験者及び試験関係者に周知する。OSCE においては、統一された到達基準の設定方法をあらかじめ受験者及び試験関係者に周知する。 なお、OSCE については、大学ごとに出題する課題が異なることがあるため、到達基準の値は異なる。

#### 3-1. CBT の到達基準

項目反応理論(Item Response Theory。以下、「IRT」という)に基づく標準スコアを用いて、臨床 実習に必要な知識が十分に備わっていると判断される到達基準を Bookmark 法により定める。 Bookmark 法により定めた到達基準は、Hofstee 法により定めた到達基準と照らし合わせて検証する。CBT 出題の基礎となっている歯学教育モデル・コア・カリキュラムの改訂を考慮し、IRT 算出用の基準集団や到達基準の確認・見直しを適切に行う。

#### 3-2. OSCE の到達基準

臨床実習に必要な技能および態度が備わっていると判断される到達基準を各課題の評価項目毎に修正 Angoff 法により定める。基準設定を行う判断者は全国の大学教員および CATO の関連委員会から募集する。OSCE 全体で到達基準に達したかどうかは、4つの能力(コミュニケーション、医療安全、感染対策、基本的診察・検査・臨床技能)を単独または相補的に判断し、この基準の設定方法は大学その他の関係者の意見を聴いて定める。

#### 3-3. 共用試験合格証及び認定証

CBTとOSCEのそれぞれについて、各受験者の試験結果を大学に通知するとともに、到達基準に達したか否かを、機構が管理する受験者名簿(共用試験データベース)に登録する。この受験者名簿を基に、共用試験に合格したことを明示する共用試験合格証を発行し、所属大学を通じて合格者に送付する。共用試験合格証の有効期限は設けない。紛失等の場合は再発行を行う。

機構は、臨床実習中に歯学生が着用する、臨床実習中の歯学生であることを示す認定証(臨床実習生(歯学)証)を発行する。

#### 3-4. 異議申立てについて

受験者は、共用試験の結果に対して、試験の透明性及び公平性の向上を図る観点から所定の手続きに則り、異議申立てをすることができる。CBT、OSCEとも、受験者は、試験結果に対して異議がある場合は、試験結果を受け取った後、2週間以内に大学を通して機構へ申請する。

大学は、異議申立てに該当するか否かを検討する。OSCE の場合は、録音・録画データも参考に検証する。大学が異議申立てに該当すると判断した場合は、異議申立書(申請)を機構へ提出する。大学が異議申立てに該当しないと判断した場合は、異議申立書(報告)を機構へ提出する。機構は、異議申立書(申請)に基づき、異議対応委員会で審議を行い、受領後2週間以内に判定結果を当該大学に伝える。さらに、大学は、申立てを行った受験者に判定結果を通知する。

## 4. 試験の公正公平な実施

#### 4-1. 試験関係者の認定

公正公平な試験実施のために、以下の試験関係者が試験に加わる。なお、2 親等以内の親族 もしくは同居者が共用試験の受験者となる場合、当該年度の全ての大学において、共用試験に関 する試験関係者となることはできない。原則として機構委員は自大学の共用試験に関する試験関 係者となることはできない。また、試験関係者のうち以下の者については、機構が認定することとす る。

#### 4-1-1. 機構派遣監督者(CBT、OSCE)

試験実施にあたり、機構が認定した機構派遣監督者を試験が実施される大学に派遣する。機構派遣監督者の認定にあたっては、講習会終了時に修了試験を実施し、合格した者を機構派遣監督者として認定する。また、制度や運用の変更に対応しつつ、求められる能力を維持するため、認定期間は5年間とする。

#### 4-1-2. 認定評価者(OSCE)

課題領域ごとに、機構が認定した認定評価者を外部評価者として試験が実施される大学に派遣する。認定評価者の認定にあたっては、認定評価者養成指針(ガイドライン)に基づいた講習会終了時に修了試験を実施し、合格した者を認定する。また、制度や運用の変更に対応しつつ、求められる能力を維持するため、認定期間は5年間とする。

#### 4-1-3. 医療面接模擬患者(OSCE)

医療面接領域の試験実施にあたっては、認定標準模擬患者が模擬患者を担当する。模擬患者の認定にあたっては、認定標準模擬患者養成指針(ガイドライン)に基づいた評価を行い、合格した者を認定する。認定を受ける標準模擬患者は、標準模擬患者養成担当者(標準模擬患者養成大学担当者)が在籍する団体で、養成指針に沿った養成を受けた者とする。また、制度や運用の変更に対応しつつ、求められる能力を維持するため、認定期間は5年間とする。

#### 4-1-4. 認定評価者養成担当者(OSCE)

認定評価者を養成するために、認定評価者養成指針(ガイドライン)に基づいた講習会を開催し 運営することのできる者を認定する。認定評価者養成担当者養成指針に基づいた講習会を受講し、 修了試験に合格した者を認定する。認定期間は5年間とする。

#### 4-1-5. 標準模擬患者養成担当者(OSCE)

認定標準模擬患者を養成するために、認定標準模擬患者養成指針(ガイドライン)に基づいた 養成を行う者を認定する。標準模擬患者養成(大学)担当者養成指針に基づいた実技講習を受講 し、理解度確認試験等に合格した者を認定する。認定期間は5年間とする。

#### 4-2. 逸脱事案に対する対応

逸脱事案とは、試験の運営並びに受験者や試験関係者及びその他の者の行為に、共用試験 実施要項の規程から外れた行為等が認められた事案のことである。逸脱事案には、不正行為や課 題漏洩をはじめ、不適切な資器材の使用、人的資源の不十分な配置等、試験の実施前から実施 後に至るまで、共用試験実施要項から逸脱した案件が含まれる。

機構が逸脱事案と認めた場合、機構は、試験実施前及び実施中であれば試験を中止させ、試験実施後であれば試験を不成立とすることができる。

発生した事案が重大である場合、ないし重大であることが疑われた場合、機構は当該事案に関する調査委員会を設置し、必要と判断すれば大学に赴き、施設・器具等の確認や関係者からの聞き取り調査等を実施する(現地調査)。また、重大な逸脱事案については、機構事業の公益性に鑑み、機構ホームページにおいてその概要を公表することがある。なお、CBT と OSCE では試験内容や形態等が異なるため、それぞれの逸脱事案に応じた対応となる。

不正行為とは、逸脱事案のなかでも、受験者が自ら又は複数の受験者が不正に試験を有利に 進めようとする行為や、それらの行為に試験関係者や第三者等が加担する(容認を含む)といった 意図を持って試験の公平性、公正性を妨害する行為である。また、故意に課題漏洩を行う行為も 含まれる。この行為の責任は関わった全ての当事者にある。

受験者の不正行為や重大な逸脱事案が認められた場合、受験を停止させ、又はその試験を無効とし、当該学生は少なくともその年度の全ての共用試験を受験することができない。なお、不正行為に加担した歯学生については、共用試験の受験資格を取り消すことがある。

受験者、試験関係者及び大学は、不正行為を含む逸脱事案に関する機構の判断に対して異議申立てを行うことができる。

#### 4-3. 障害、疾病その他の事由を理由として受験上の配慮を希望する受験者への対応

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、平成25年6月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(いわゆる「障害者差別解消法」)が制定され、平成28年4月1日から施行された。この法律に則り、共用試験の実施においては、試験の公正公平な実施を堅持しながら、将来、歯科医師として社会で活躍できる人材を養成する視点から、障害、疾病、その他の事情を理由として受験上の配慮を希望する受験者に対して、合理的な配慮を行う(以下、合理的配慮という。)。

#### 【基本的方針】

- 1. 大学入学時に、何らかの合理的配慮が必要な状態の受験者であったかどうかは問わない。何らかの合理的な配慮が必要な学生を受け入れる場合は、その学生を卒業まで学修を支援し続けるのは当該大学の責務であるが、機構は共用試験の実施において支援を行う。共用試験の受験にあたっては、大学が受験資格を有していると判断すれば、支援が必要となる状態の発生時期は問わない。
- 2. 共用試験受験に際して、受験者が受験上の合理的配慮を希望する場合、機構は、当該受験者が所属する大学と協議して、公正公平な試験の実施を前提とした個別の支援方法を検討し、当該受験者の状態を適切に評価することによって、診療参加型臨床実習に円滑に進むことができるよう支援する。
- 3. 受験者の状態に応じて、必要な物品の持ち込みや試験会場の軽微なレイアウトの変更といった軽微な対応については、各大学の判断において合理的配慮を行う。
- 4. 試験時間の延長や介助者が必要等、試験実施方法の大きな変更が必要と考えられる場合において、大学は機構へ別に定める方法で合理的配慮の申請を行う。
- 5. 公正公平な試験実施における合理的支援では、受験者の最大限の能力を発揮できるよう支援をするが、課題の変更、評価方法の変更は原則として行わない。

(令和5年11月制定)

この共用試験要綱は、最長5年を目途として定期的な見直しを行う。

この要綱の下に、毎年度、共用試験CBT実施要項、共用試験 OSCE 実施要項ほかを定める。

## 別紙1 歯学生共用試験合格基準設定の考え方

#### 1) 歯学生共用試験合格基準の考え方

歯学生CBT、OSCE両者の到達基準に到達することが、共用試験合格基準となる。この基準に到達(合格)したことを許容できる能力を持った受験者 (minimally competent examinee: MCE)、具体的には侵襲性を伴う診療参加型臨床実習に対応できる能力 (安全・安心な診療参加型臨床実習を実施するために必要な知識・技能・態度)を持った受験者を想定して基準を設定する。

#### 2) CBT到達基準設定の考え方

公的化に伴い妥当性のあるCBT統一基準の策定が求められる。分布の形状に依存する相対基準ではなく、項目の内容の吟味を伴う絶対基準を用いて基準設定を行うことにした。Angoff法など複数の方法が考えられるが、項目反応理論を用いた基準判定法として、現在の共用試験CBTの評価としては最も適切な方法であるBookmark法を用いることとした。Bookmark法は近年広く使用されており、米国のK-12の教育テストにおいて、州の評価システムの中で最も多くの州が用いている方法であり、有用性が確認されている。この方法は専門分野のエキスパートをパネリストとして招き判断を仰ぐ方式をとっている。

パネリスト6~10名からなるグループを6グループ作成し、評価を行う(パネリストは全歯科大学・歯学部から選出された機構委員)。方法としては、①テストを代表する項目を難易度の順(項目反応理論を使用)に並べた冊子を作成(共用試験のシステムを利用)した。この難易度は、各問題の正答確率が67%になる時のIRT標準スコア(能力値 θ)の値を用いた。②パネリストはこの冊子(システム)の中の問題を易しい順に見ていき、到達基準に到達できる能力を持った受験者の正答確率が67%を下回ると思われる項目にマークをつける形で一覧表に記入する。③この一覧表を集計し、グループ内でディスカッションを行い、各グループでの到達基準を判定する。④グループ間での到達基準の報告を行い、決定した理由などを説明して、グループ間のディスカッションを行う。⑤この結果を踏まえて、各グループ内で再度検討を行い、到達基準の値を決定する。⑥最後にグループ間で到達基準を提出して、平均値、中央値を求めて最終結果とする。

難易度順に並べてあることから、この辺がボーダーラインの学生が正答しにくいものとしてイメージがつきやすく、多数の専門家集団の意見を集約することにより、妥当性の高い到達基準が提供できると考える。また、2度のディスカッションを経ての評価であり、安定的な結果が算出できている。さらにバックアップとして、絶対基準(最高のカットスコア、最低のカットスコア)と相対基準(許容される最低の不合格率、許容される最高の不合格率)の両者を用いる折衷案であるHofstee法により、ブックマーク法で得られた基準の妥当性を確認する。

専門家集団により、問題内容を十分確認して、設定された基準であり、多数の人数での数回の ディスカッションにより求められた基準であることも踏まえると現時点では十分妥当性のあるものと考 えられる。

#### 3)OSCE 到達基準設定の考え方

OSCE は、臨床実習開始に必須となる4つの能力、すなわち、「1.コミュニケーション」、「2. 医療安全」、「3. 感染対策」、「4. 基本的診察・検査・臨床技能」の到達度を6課題で評価する。課題は6つの領域、すなわち①医療面接、②歯科治療に必要な診察と検査、③共通項目、④歯と歯周組織の疾患の治療、⑤歯質と歯の欠損の治療、⑥小手術・口腔粘膜疾患の治療から1課題ずつ計6課題出題される。6つの領域の内、①と②は基本的診察法、③~⑥は基本的臨床技能と分類される。それぞれの領域において複数の課題が作成され、さらに各課題において多数の評価項目を用いた評価が行われる。

「1. コミュニケーション」に関する評価項目は①医療面接領域の課題に集約されているため、① 医療面接領域の単独課題で到達判定を行い、「2. 医療安全」、「3. 感染対策」、「4. 基本的診察・検査・臨床技能」に関する評価項目は②歯科治療に必要な診察と検査と③~⑥の基本的臨床技能の領域を合わせた 5 領域に分布しているため、5 課題全体で到達判定を行う。

OSCE においては、国際的に有用性が確立されている修正 Angoff 法を用いて、試験実施前に到達基準を設定する。他の到達基準設定方法は試験実施後にカットオフスコアを決定するが、 修正 Angoff 法は試験実施前にカットオフスコアを決めることができる。

そのため、修正 Angoff 法は実施大学ごとに試験実施時期がことなる日本に適した方法と考えられる。

具体的には、課題ごとに修正 Angoff 法を実施し、評価項目ごとに「到達基準に到達できる能力をもった受験者」が正答できる確率を定め、到達基準を設定する。なお、修正 Angoff 法を実施する者(判断者)は、歯学系 OSCE に関わりのある全国の大学教員及び共用試験実施評価機構(CATO)の委員から構成される。

歯学系 OSCE 全体での到達基準(OSCE 到達基準)に達したことは、評価能力である「1. コミュニケーション」、「2. 医療安全」、「3. 感染対策」、「4. 基本的診察・検査・臨床技能」の全てにおいて到達基準に達したことをもって判定する。

再試験は、到達基準に達しなかった評価能力に対して実施する。「1. コミュニケーション」が不 到達の場合は「医療面接」領域の再試験を実施する。「2. 医療安全」、「3. 感染対策」、「4. 基本 的診察・検査・臨床技能」のいずれか一つでも不到達の場合は「医療面接」以外の 5 領域の再試 験を実施する。再試験によって OSCE 到達基準に達したことは、本試験結果を再試験結果によっ て更新したうえで、本試験と同様の方針に従って判定する 認定番号:XXXXX-XX-XXXXXX

# 歯学生共用試験合格証

## OO大学歯学部 千代田 太郎 殿

上記の者は令和6年度実施の歯学生共用試験 に合格したことを証します

この歯学生共用試験は歯科医師法第十七条の二第一 項に規定する大学において歯学を専攻する学生が臨 床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具 有しているかどうかを評価するために大学が共用す る試験を定める省令(令和5年厚生労働省令第183 号) 第二条第一項に基づき厚生労働大臣により共用 試験実施機関として指定された公益社団法人医療系 大学間共用試験実施評価機構が実施したものです

## 令和6年XX月XX日



公益社団法人 医療系大学間共用試験実施評価機構

理事長栗原敏

## 別紙3 共用試験の結果に対する異議申立書他

## 共用試験の結果に対する異議申立書(申請・報告)

公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構	年	月	日
理事長 栗原 敏 殿	OO大 <sup>:</sup>	学歯学部 ()()()	
このたび以下の学生の臨床実習前の共用試験(CBT・OSCE)の結果が発ったことについて異議申立てがありました。 学内で検討したところ、 □ 申立ては適切と判断しましたので、ご検討をお願いいたします。 □ 申立ては不適切と判断しましたので、ご報告いたします。	<b>到達基準</b> (		
氏名: 受験者固有番号: 学籍番号: 受験日: 年 月 日 受験場所: □自大学 □その他(具体的な場所をここに上書き入共用試験の種類: CBT · OSCE (該当するものを○で囲む) 試験の種類: 本試験 追試験 再試験 (該当するものを○で本人が結果の通知を受けた日: 年 月 日 異議申立ての趣旨及び理由:			
学内の検討で申立てを(□適切 □不適切)とした理由:			

## 共用試験結果の異議申立てに対する回答

○○大学歯学部長	<del>年</del>	月	П			
	歯学生共用	試験調團	整会議			
	異議申し立	て対応刻	委員会			
中 1 学 1 2 古 1 4 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	·	L-1	—			
貴大学から申立てのありました、歯学部学生 ○○ ○○(○学年 当機構において慎重に検討いたしました結果、下記のように決定						
<b>当機構において</b> 慎重に快割いたしました   和未、下記のように   次といたします。	.いたしまし.	/EW 6.	_			
今後とも共用試験によろしくご協力を賜りますようお願いいたし	ます。					
后						
判定結果						
□ 当初の判定どおりとする。 □ 当初の判定結果を変更し、当該試験については基準に達してい	ヽたものと認	」みる				
いなど)、試験のやり直しが必要である。	23. 3 32.1 23.					
判定に至った理由						
			_			

以上

## 別紙4 OSCE に係る認定評価者養成について

歯学生共用試験臨床実習前 OSCE (Objective Structured Clinical Examination)に係る 認定評価者養成指針 (ガイドライン)

#### 第1 趣旨

本指針は、歯学生共用試験臨床実習前 OSCE の実施にあたり、受験者の臨床能力評価を担当する評価者の位置づけを明確にするとともに、その養成方法について定めることにより、診療参加型臨床実習に参加する学生の質の維持ならびに向上に資することを目的とするものである。

#### 第2 認定評価者とその要件

1. 認定評価者

歯学生共用試験臨床実習前 OSCE において受験者のもつ臨床能力を適正に評価できる者とする。

- 2. 認定評価者の要件
  - 1) 原則として日本の歯科医師免許を持つこと。
  - 2) 共用試験実施評価機構が主催する評価者認定講習会を受講し、認定試験に合格していること。

#### 第3 認定評価者の養成方法

次にあげる項目をいずれも満たす者が認定評価者として認定される。

1. 評価者認定講習会

評価者認定講習会実施指針(ガイドライン)に基づき開催される評価者認定講習会を受講する。

2. 認定試験

評価者認定講習会受講時に実施される認定試験に合格する。

#### 第4 認定評価者の任期

1. 任期は5年とする。

#### 第5 評価者認定の更新

1. 更新資格

更新を希望する者は、次にあげる要件のいずれかを更新時までに一度以上経験することとする。なお、認定取り消しを受けた者は、5年間、更新資格は付与されない。

- 1) 認定評価者としての歯学生共用試験臨床実習前 OSCE の評価者
- 2) 評価者認定講習会における実施責任者または領域委員

#### 2. 更新方法

- 1) 資格の消失する前年に更新講習会を受講する。
- 2) 更新認定試験に合格する。
- 3. 更新資格要件に満たない場合 新たに評価者認定講習会を受講し、認定試験に合格する。

#### 第6 認定評価者資格の取り消し

認定評価者に、OSCE 課題や認定試験内容の漏洩等、認定評価者としてふさわしくない行為があった場合、または認定評価者として不適格と認められた場合、認定評価者小委員会の審議を経て、認定評価者の資格を取り消すことができる。この場合、当該認定評価者に対し、弁明の機会を与えなければならない。

## 歯学生共用試験臨床実習前 OSCE(Objective Structured Clinical Examination)に係る 認定評価者養成担当者養成指針(ガイドライン)

#### 第1 趣旨

本指針は、歯学生共用試験臨床実習前 OSCE に係る認定評価者を養成する者(以下、養成担当者)の養成のために、養成担当者の資格認定講習会(以下、養成担当者講習を開催する者が行うべき形式、内容や養成担当者資格の更新方法について定めることにより、養成担当者の質の確保を図り、養成担当者の質の維持並びに向上に資することを目的とする。

#### 第2 養成担当者に必要な能力

- 1. プレナリー・オリエンテーション遂行能力
- 2. アイスブレーク遂行能力
- 3. レクチャー実施能力
- 4. ファシリテーション能力
- 5. トラブル対応能力
- 6. 振り返り・改善に向けて行動する能力

#### 第3 養成担当者認定講習の開催指針

1. 実施委員会の設置

講習は、認定評価者小委員会内の養成担当者認定講習実施委員会が担当し、開催に向けての企画、実施を行う。

#### 2. 養成担当者認定講習の実施担当者

次に掲げる者で構成される実施担当者が、養成担当者認定講習の運営、進行等を行う。

1) 実施責任者

実施責任者は、養成担当者認定講習の運営全般について責任を有し、進行等を行う。養成担当者認定講習実施委員会より任命された1名を置く。実施責任者は養成担当者認定講習修了者とする。領域別評価者認定講習会実施責任者が兼ねることができる。

#### 2)領域委員

領域委員は、養成担当者認定講習修了者で、領域別評価者認定講習会の運営、進行等に協力する者である。領域別評価者認定講習会の1領域当たり1名以上とする。

#### 3. 養成担当者認定講習の受講者

受講者は、当該領域の認定評価者であり、過去5年間に次にあげる要件のいずれかを満たす者とする。

1) 当該領域の内部または外部評価者を2回以上経験した者。ただし1回の外部評価者の経験を含む。

- 2) 自大学において、当該領域の課題責任者を1回以上経験した者
- 3) 領域別評価者認定講習会で当該領域課題の講師経験がある者
- 4) 養成担当者認定講習の講師経験がある者
- 4. 養成担当者認定講習の開催時間

養成担当者認定講習は、1~2時間の事前講習と、各領域1課題につき1時間以上のレクチャー、評価演習、認定試験を含む領域別評価者認定講習会における実地講習とする。

- 5. 養成担当者認定講習の開催形式
- 1)事前講習と実地講習より構成される。
- 2) 事前講習は、以下の項目を含む。
  - ① 認定評価者養成担当者の役割
  - ② 歯学生共用試験臨床実習前 OSCE 実施に関する最新情報
  - ③ 領域別評価者認定講習会の内容とスケジュール
  - ④ 領域別評価者認定講習会でのトラブル事例
  - ⑤ 領域別評価者認定講習会での FAQ
- 3) 実地講習は、領域別評価者認定講習会において、領域委員または養成担当者と連携して以下の項目に基づいて講習会実施に当たる。
  - ① 課題の解説
  - ② 動画を用いた課題演習と解説
  - ③ 演習後の質疑応答
- 4) 実地講習は次にあげる領域ごとに実施される。
  - ① 初診患者の医療面接
  - ② 歯科治療に必要な診察と検査(検査系)
  - ③ 歯と歯周組織の疾患の治療(旧保存系)
  - ④ 歯質と歯の欠損の治療(旧補綴系)
  - ⑤ 小手術・口腔粘膜疾患の治療(旧口腔外科系)

#### 6. 修了試験の方法

受講者は、領域別評価者認定講習会において連携した領域委員または養成担当者から、領域別評価者認定講習会でのパフォーマンスに対して観察記録による評価を受ける。

#### 7. 養成担当者認定講習の修了

事前講習を受講し、領域別評価者認定講習会における実地講習に基づく観察記録による評価で合格した者について、養成担当者として認定する。

#### 第4 養成担当者の認定

- 1. 領域別に認定する
- 2. 認定された領域での評価者養成においてのみ、有効となる。

#### 第5 養成担当者認定の有効期間

- 1.5年とする。
- 2. 資格更新を希望する際には、一定の基準を満たすことを求める。

#### 第6 養成担当者の更新条件

1. 更新資格

更新を希望する者は、養成担当者認定講習において、次にあげる要件のいずれかを、更 新時までに1度以上経験するものとする。

- 1) 実施責任者
- 2)領域委員
- 3)養成担当者
- 2. 資格を満たさない場合

新たに、養成担当者認定講習会を受講する。

#### 第7 養成担当者の更新の猶予

更新手続きに下記にあげる支障がある場合は、認定評価者小委員会での審議に基づき、更新を 猶予する。

- 1. 国外留学
- 2. 産前産後休業・育児休業
- 3. 疾病
- 4. その他

#### 第8 暫定養成担当者

暫定措置として、制度施行当初の5年間は、領域別評価者認定講習会(トライアルを含む)の実施担当者(課題担当者)は、当該領域に限り暫定養成担当者とする。暫定養成担当者は制度施行後5年以内に新制度による評価者認定講習会の実施担当者を経験しない場合は、その資格を喪失する。

#### 第9 養成担当者認定資格の取り消し

養成担当者に、認定試験内容の漏洩等、養成担当者としてふさわしくない行為があった場合、 または養成担当者として不適格と認められた場合、認定評価者小委員会の審議を経て、養成担当 者の認定を取り消すことができる。この場合、当該養成担当者に対し、弁明の機会を与えなければ ならない。

## 別紙5 OSCE に係る認定標準模擬患者養成について

# 歯学生共用試験臨床実習前 OSCE(Objective Structured Clinical Examination)に係る

#### 認定標準模擬患者認定指針(標準化 SP ガイドライン)

#### 第1 趣旨

本指針は、歯学生共用試験臨床実習前 OSCE の実施にあたり、医療面接等における認定標準模擬患者の位置づけを明確にするとともに、その養成・認定方法について定めることにより、診療参加型臨床実習に参加する歯学生の質の維持ならびに向上に資することを目的とするものである。

#### 第2 認定標準模擬患者とその要件

1. 認定標準模擬患者

歯学生共用試験臨床実習前 OSCE において、標準化の観点から適正に模 擬患者としての演技ができる者とする。

2. 認定標準模擬患者の要件

医療系大学間共用試験評価実施機構の歯学系での認定標準模擬患者の認定 を受けていること。

#### 第3 認定標準模擬患者の認定方法

- (1)次にあげる項目のいずれも満たすものが認定標準模擬患者として認定される。
  - 1. 認定標準模擬患者認定講習会

認定標準模擬患者認定講習会実施指針(ガイドライン)に基づき開催される認定標準模擬患者認定講習会を受講する。

2. 認定試験

認定標準模擬患者認定講習会受講時に実施される認定試験に合格している。

3. 実地試験

令和 5 年度に開催される新共用試験トライアルで行われる演技を実地試験とし、これに合格している。

#### 第4 認定標準模擬患者の任期

1. 任期は5年とする

#### 第5 認定標準模擬患者の更新

1. 更新資格

更新を希望する者は、次にあげる要件を更新時までに経験することとする。

1) 認定標準模擬患者として歯学生共用試験臨床実習前 OSCE における模擬 患者

#### 2. 更新方法

- 1) 資格の消失する前年を目処に更新講習会を受講する。
- 2) 更新認定試験に合格する。
- 3. 更新資格に満たない場合
  - 1) 第3項に示す認定方法を経るものとする。

## 歯学生共用試験臨床実習前 OSCE(Objective Structured Clinical Examination)に係る 認定標準模擬患者認定講習会実施指針 (標準 SP 講習会 ガイドライン)

#### 第1 趣旨

本指針は、歯学生共用試験臨床実習前 OSCE に係る認定標準模擬患者養成のために、認定標準模擬患者認定講習会を開催する者が検討すべき形式、内容や認定評価者資格の更新方法について定めることにより、診療参加型臨床実習に参加する歯学生の質の維持ならびに向上に資することを目的とするものである。

#### 第2 認定標準模擬患者認定講習会の実施方法

1. 認定標準模擬患者小委員会の設置

医療系大学間共用試験評価実施機構に認定標準模擬患者小委員会を置き、講習会の実施計画などの企画を行うものとする。認定標準模擬患者小委員会には、委員長、副委員長を置く。認定標準模擬患者小委員会は、委員長、副委員長と委員より構成されるものとする。

2. 認定標準模擬患者認定講習会の実施担当者

次に掲げる者で構成される講習会実施担当者が、認定標準模擬患者認定講習会の運営、進行等を行うこととする。

1) 講習会ディレクター

講習会ディレクターは、認定標準模擬患者認定講習会の運営、進行等を行う者であり、認定標準模擬患者小委員会より委嘱された1名を置く。認定標準模擬患者小委員会の委員長、副委員長、委員が兼ねても構わない。

2) タスクフォース

タスクフォースは認定標準模擬患者小委員会委員、各大学の模擬患者標準化大 学担当者、認定標準模擬患者認定団体の模擬患者標準化担当者より構成され、講習 会の運営、進行等に協力する者とする。

- 3. 認定標準模擬患者認定講習会の受講者の要件 次にあげる要件を満たす者とする。
  - 1) 医療系大学間共用試験評価実施機構が実施する歯学生共用試験臨床 実習前 OSCE の医療面接課題に、模擬患者としての参画が可能であること。
- 4. 認定標準模擬患者認定講習会の形式
  - (ア)講習と試験により構成される。
  - (イ)講習は以下の内容を一部 e-learning を用いて行う。
    - ① 共用試験 OSCE の意義と概要

- ② OSCE の具体的な実施方法
- ③ 歯学系臨床実習前 OSCE の医療面接課題における学修・評価項目
- ④ 認定標準模擬患者認定制度と認定方法
- ⑤ 医療面接課題における演技のあり方と標準化について
- ⑥ 医療面接課題における標準的な演技について
- ⑦ 間違いを生じやすい演技について
- ⑧ 歯学系臨床実習前 OSCE の医療面接課題実施時における演技の形成評価について

#### (ウ)認定試験

認定標準模擬患者認定講習会受講時に試験を実施する。本認定試験に合格 したものが認定標準模擬患者の認定を得るための実地試験を受けるための資格を 得る。 歯学生共用試験臨床実習前 OSCE(Objective Structured Clinical Examination)に係る 模擬患者標準化担当者認定指針 (標準 SP 担当 ガイドライン)

#### 第1 趣旨

本指針は、歯学生共用試験臨床実習前 OSCE の実施にあたり、医療面接等における認定標準模擬患者養成における担当者の位置づけを明確にするとともに、その認定方法について定めることにより、診療参加型臨床実習に参加する歯学生の質の維持ならびに向上に資することを目的とするものである。

#### 第2 模擬患者標準化担当者とその要件

1. 模擬患者標準化担当者

歯学生共用試験臨床実習前 OSCE における模擬患者の演技等が標準化の 観点から適正に行われるための模擬患者に対する指導・養成をできる者と し、実際の指導・養成を行う者とする。

#### 2. 模擬患者標準化担当者の要件

下記の1)もしくは2)のいずれかを満たす者を要件とする。

- 1) 下記の条件をすべて満たす者
  - (1) 医療系大学間共用試験評価実施機構から認定標準模擬患者の認定を受けていること。
  - (2) 医療系大学間共用試験評価実施機構および模擬患者標準化大学担当者とともに認定標準模擬患者を養成できる個人
  - (3) 医療系大学間共用試験実施評価機構が主催する歯学生共用試験臨床実習前 OSCE にて、医療面接課題における模擬患者としての経験を 3 回以上有すること。もしくは OSCE の模擬患者の指導・養成を大学等で行った経験を有する者で、現時点で大学との雇用関係がないこと。
- 2) 暫定措置として、所属大学において歯学生共用試験臨床実習前 OSCE 医療面接の課題を担当、あるいは授業等を担当するなど、医療面接に精通している教員。ただし、次期更新までに上記 1)の養成をおこない委譲することが望ましい。

#### 第3 模擬患者標準化担当者の認定方法

次にあげる項目をいずれも満たす者が模擬患者標準化担当者として認定される。

1. 模擬患者標準化担当者認定講習会

模擬患者標準化担当者認定講習会実施指針(ガイドライン)に基づき開催される模擬患者標準化担当者認定講習会を受講する。

#### 2. 認定試験

模擬患者標準化担当者認定講習会受講時に実施される認定試験に合格する。

#### 第4 模擬患者標準化担当者の任期

1. 任期は5年とする

#### 第5 模擬患者標準化担当者の更新

#### 1. 更新資格

更新を希望する者は、次にあげる要件を更新時までに一度以上経験することとする。

- 1) 医療系大学間共用試験実施評価機構が主催する歯学生共用試験臨床実習前 OSCE における医療面接課題での模擬患者としての演技を1度以上
- 2) 模擬患者標準化担当者として模擬患者標準化大学担当者と協同して認定 標準模擬患者等の養成
- 3) 認定標準模擬患者養成の企画・実施責任者やタスクフォース、もしくは認定標準模擬患者認定講習会における講習会主催者またはタスクフォース

#### 2. 更新方法

- 1) 資格の消失する前年に更新講習会を受講する。
- 2) 更新認定試験に合格する
- 3. 更新資格に満たない場合

新たに模擬患者標準化担当者認定講習会を受講し、認定試験に合格する。

## 臨床実習前歯学系 OSCE(Objective Structured Clinical Examination)に係る 模擬患者標準化大学担当者認定指針 (標準 SP 大学担当 ガイドライン)

#### 第1 趣旨

本指針は、臨床実習前歯学系 OSCE の実施にあたり、医療面接等における認定標準模擬患者養成の大学における担当者の位置づけを明確にするとともに、その認定方法について定めることにより、診療参加型臨床実習に参加する歯学生の質の維持ならびに向上に資することを目的とするものである。

#### 第2 模擬患者標準化大学担当者とその要件

1. 模擬患者標準化大学担当者

臨床実習前歯学系 OSCE における模擬患者の演技等が標準化の観点から 適正に行われるための模擬患者に対する指導・養成をできる者とし、実際 の指導・養成を行う者とする。加えて、認定標準模擬患者の演技等が常時 一定の基準を維持できているかを判断し、臨床実習前歯学系 OSCE への参 加の是非を判断できる者

#### 2. 模擬患者標準化大学担当者の要件

- 1) 所属大学において臨床実習前歯学系 OSCE 医療面接の課題責任者等の指導 的立場であること。
- 2) 医療系大学間共用試験実施評価機構が主催する医療面接系の評価者認定講習会を受講し、認定試験に合格していることが望ましい。

#### 第3 模擬患者標準化大学担当者の認定方法

次にあげる項目をいずれも満たす者が模擬患者標準化大学担当者として認定される。

1. 模擬患者標準化大学担当者認定講習会

模擬患者標準化大学担当者認定講習会実施指針(ガイドライン)に基づき開催される模擬患者標準化大学担当者認定講習会を受講する。

2. 認定試験

模擬患者標準化大学担当者認定講習会受講時に実施される認定試験に合格している。

#### 第4 模擬患者標準化大学担当者の任期

1. 任期は5年とする

#### 第5 模擬患者標準化大学担当者の更新

#### 1. 更新資格

更新を希望する者は、次にあげる要件のいずれかを更新時までに一度以上経験 することとする。

- 1)模擬患者標準化大学担当者としての臨床実習前歯学系 OSCE における課題責任者等
- 2) 認定標準模擬患者養成の企画・実施責任者やタスクフォース、もしくは 認定標準模擬患者認定講習会における講習会主催者またはタスクフォース

#### 2. 更新方法

- 1) 資格の消失する前年に更新講習会を受講する。
- 2) 更新認定試験に合格する
- 3. 更新資格に満たない場合
  - 1)新たに模擬患者標準化大学担当者認定講習会を受講し、認定試験に合格する。

### 別紙6 受験料について

歯科医師法第十七条の二第一項に規定する大学において歯学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験を定める省令第二条第三項第三号に規定する厚生労働大臣が定める基準(厚生労働三〇一)受験手数料について公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構が、共用試験実施機関の指定を受けた場合の受験手数料について下記のとおり設定する。

- 1 受験手数料 38,000円
- 2 受験手数料が適切な額であること
  - (1)公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構(以下「機構」という。)は平成 17 年 から共用試験歯学生客観的臨床能力試験を実施してきた。
  - (2) その受験料については、機構会費規程第 8 条第 2 項の規定に基づき全額を公益目的 事業(医療系大学等の教育における共通の評価試験の実施及び評価)に充てるとともに公 益法人の収支相償」の原則(公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を 償う額を超えないと見込まれること)に基づき適切な額(令和 5 年度受験料 25,000 円)を 徴収してきた。
  - (3)今回、共用試験実施機関としての指定の申請を行うに当たり、機構の公益目的事業に係る事業費を積算したところ、試験の公正性や信頼性の確保並びに受験者間の公平性の確保を図る観点から増加することが見込まれた。このため、増加する事業費に見合う収入を得るため受験料を見直し38,000円と設定した。
  - (4)また、今回の受験料改定については、令和 5年 5月 31日開催の第 28回定例理事会 及び令和 5年 6月 28日開催の第10回定時総会の決議を経ている。